



～第2ステージ取得済み施設向け～

# 認証基準変更Q&A

## どのような認証基準が追加されましたか？

- ★ 新たに一般衛生管理に関する基準（認証基準1.1から9.4まで）を追加しました。  
△の基準は選択制です。該当する項目のうち6割以上を満たす必要があります。

◎一般衛生管理に関する基準について

次の項目に分かれています。必須となる基準は、食品衛生法等をベースに設定されていますので一つ一つ確認しましょう。

（項目）1 施設設備、機械器具の管理 / 2 ねずみ、昆虫等の防除 / 3 使用水の衛生管理  
4 廃棄物及び排水の衛生管理 / 5 従事者の衛生管理 / 6 従事者の衛生教育  
7 食品等の衛生的な取扱い / 8 製品の回収、苦情対応 / 9 関係法令の遵守

## どのようにして取組を進めていけば良いですか？

- ★ 認証基準1.1から9.4に沿って、施設の状態や、衛生管理の取組ができているかを確認しましょう。不足しているところがあれば、改善策をとったり、新たなルール作りをしましょう。

◎認証基準においてマニュアルの作成や、記録の実施・保管が定められている場合、文書を備えておく必要があります。

◎第2ステージ申請時に行った“危害分析”において、一般衛生管理(PRP)で対応可能と判断した部分については、根拠となるマニュアルや手順書が備えられているか確認しましょう

- ★ 衛生管理計画を作成しましょう。

衛生管理計画には、一般衛生管理のポイントと、重要管理のポイントを明記します。

【一般衛生管理のポイント】

認証基準で確認した内容に沿って、施設で実施する取組を記載します。

【重要管理のポイント】


危害分析の結果、重要な工程として監視すべき工程や方法を定めた部分(CCP)が該当します。



- ★ 衛生管理計画に記載した取組の実施状況を記録し、保管しましょう。

また、計画や取組内容が適切であるかどうか定期的に確認・見直しを行いましょう。

- ▶ 厚生労働省ホームページでは様々な業種向けの手引書が公表されていますので、衛生管理計画や記録様式を作成する際の参考にしてください。

➡  [厚生労働省 業種別手引書](#)

## 認証を維持するには、いつまでに対応しなければなりませんか？

- ★ 現在取得している認証は、認証書に記載されている認証の期限まで有効です。

認証の更新を行う際には、そのときに適用されている認証基準を満たしておかなければ、更新ができません。

※令和6年3月31日までは、経過措置が適用されます。詳細は別途お知らせします。

- ★ 今回の認証基準の変更は、食品衛生法の改正によるHACCP制度化に対応させるためのものです。認証の取得の有無にかかわらず、今年6月以降は、衛生管理計画の作成や、実施内容の記録等の取組ができていない事業者は、保健所による指導の対象となります。

このことから、認証の期限にかかわらず、お早めの対応をお願いします。

お問い合わせ先 : 高知県健康政策部食品・衛生課 食品保健担当

TEL:088-823-9672 E-MAIL:131901@ken.pref.kochi.lg.jp